

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 東 正 昇

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第80号 鳴門市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、去る12月12日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

まず、「議案第80号 鳴門市土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について」であります。近年の産地間競争の激化や異常気象などにより厳しい環境にある農業者等の負担軽減を図り、排水機場の維持整備を促進するため、賦課金の引き下げを行うなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、今回の改正により負担軽減される対象世帯数について質疑があり、理事者からは、鳴門市全体での対象世帯数は農家戸数で約1500戸であるとの説明がありました。

また委員からは、排水機場等の整備に際して県の指導はあるのかとの質疑があり、理事者からは、整備の仕方については、市単独で行うものだけでなく、県が直接行うものや補助金等を活用しながら市が主体となって行うものがあり、県と協議を行いながら取り組んでいるとの説明がありました。委員からは、排水機場は部署によって管理が分かれているため、今回の様な負担軽減を行う場合、農林水産課の管理する排水機場だけではなく、鳴門市全体としての運営を行ってほしいとの要望がありました。

また委員からは、今回の改正により引き下げた賦課率の根拠について質疑があり、理事者からは土地改良区からの意見・要望や市の財政面など総合的に考慮し、今回の賦課率に至ったとの説明がありました。

委員会では採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第82号 市道路線の認定について」であります。開発行為等に伴う市道7路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

委員からは、市道の街灯設置の過程について質疑があり、理事者からは街灯の設置については開発行為の事前協議において、開発業者に設置場所についての指導を行っているとの説明がありました。

また委員からは、斎田東発5号線周辺に建物があるのかどうかの確認があり、理事者からは、宅地に開発された道路は、分譲された区画の半数に建物が建設されれば市道認定を行っており、斎田東発5号線には、現在半数以上施工されているとの説明がありました。

また委員からは、市民には市道と県道の区別がつきにくいとの意見があり、理事者からは、近々、市道の現況を示した道路網図をホームページで公開する予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同を賜りますようお願い申し上げます。